



環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年1月12日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項に基づき、「(仮称)よみうりランド内埋立て工事」に係る条例見解書の縦覧を次のとおり行います。
※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

| | | |
|--------------|---------------|---|
| 指定開発行為の基本的事項 | 指定開発行為者 | 株式会社よみうりランド 東京都稲城市矢野口4015番地1 代表取締役社長 関根 達雄 |
| | 指定開発行為の名称 | (仮称)よみうりランド内埋立て工事 |
| | 指定開発行為の種類 | 埋立て（公有水面の埋立て以外の埋立て）（第3種） |
| | 指定開発行為を実施する区域 | 川崎市多摩区菅仙谷4丁目1-1 |
| | 指定開発行為の目的 | 埋立て |
| | 指定開発行為の内容 | 区域面積：約46,200㎡ |
| | 指定開発行為の施行期間 | 着手予定：平成22年5月6日 完了予定：平成27年9月30日 |
| 縦覧のお知らせ | 縦覧期間 | 期間：平成22年1月12日（火）から 平成22年2月10日（水）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） |
| | 縦覧場所 | 川崎市：多摩区役所及び本庁（環境局環境評価室） 稲城市：稲城市役所（生活環境部環境課） （午前8時30分から午後5時まで） |
| | 問い合わせ先 | 川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm |